

# 元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領の解釈及び運用規程

## 第1 目的

元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領の解釈及び運用については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)、秋田県あきた未来創造部地域の元気創造課関係補助金等交付要綱及び元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領(以下「要領」という。)に規定するもののほか、本規程による。

## 第2 補助対象事業(要領第2関係)

### (事業期間について)

- 1 天災地変等やむを得ない事情があると判断できる場合は、当該年度内に限り事業期間及び実績報告書の提出期限を延長することができる。

### (対象外事業について)

- 2 専ら県外の全国大会等に出席・派遣することを目的とした事業、又は専らリーフレット・パンフレット等による啓発を目的とした事業と判断される場合は対象としない。
- 3 県外で行われる講演会・学習会等の開催については原則として対象外とする。

### (募集前に開始した事業について)

- 4 採択決定前に終了した事業については、対象としない。  
採択前から開始している事業で、採択決定後もワークショップや発表会等の実際の活動(報告書作成のみは不可)が継続する事業については、交付決定年月日以降の対象経費についてのみ補助対象とする。

### (事業区分の区別について)

- 5 事業区分については、講演会を主たる内容とするものについては、「講演会・学習会等開催事業」として扱うこととする。

### (県をまたがる活動及び県外での活動について)

- 6 県をまたがる活動及び県外での活動については、事業の主たる受益者が事業実施時点で県内在住者であれば補助対象とする。

## 第3 補助対象事業者(要領第3関係)

「地域づくり活動に取り組む民間団体」とは、NPO、地域おこし団体、ボランティアグループ、地縁型組織、各種商工農団体、学生の研究グループ等の地域づくり活動に取り組む団体を指す。法人格の有無は問わない。(会社法に規定する法人を除く。)

- 2 「マイジェネレーション元気創造事業」における補助対象事業者とは、若者が中心となって活動する団体(原則として5名以上かつ構成員の半数以上が若者(18歳以上40歳未満。高校生を除く。))であることを指す。

#### 第4 補助対象経費、補助率及び補助限度額（要領第4関係）

（最低限度額について）

- 1 最低限度額は設けないこととする。

（補助金等の返還）

- 2 秋田県財務規則第259条（補助金等の返還）に該当する場合は、補助金の返還を命ずる。

※秋田県財務規則 抜粋

（補助金等の返還）第259条

知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 一 補助金等を他の目的に使用したとき。
- 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 三 補助事業等の施行方法が不適正であるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。

- 2 知事は、第256条（補助金等の額の確定）の規定により確定した交付の決定額が、すでに交付した補助金等の額に満たないときは、その決定額をこえる部分について期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

- 3 補助額は、要領別表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

なお、補助金額を含めた総収入額が総支出額を上回る場合は、上記によらず、当該総収入額から総支出額を差し引いた額を当該補助金から減ずる。

【例】

#### ○入場料収入の減額及びそれに伴い総事業費が縮小した場合

<当初>

- ・収入 100万円（自己資金80万円）

寄附金等(10万円)	入場料(50万円)	その他(20万円)	元気資金(20万円)
------------	-----------	-----------	------------

- ・支出 100万円

(100万円)

<事業後>

- ・収入（自己資金55万円）

寄附金等(10万円)	入場料(25万円)	その他(20万円)	元気資金(20万円)
------------	-----------	-----------	------------

- ・支出（補助対象経費） 75万円に減。

(75万円)

◆県補助金は、補助対象経費の1/2以内なので額の変更はなし。 ※75万円\*1/2>20万円

○入場料収入が増額し、収入総額が増額した場合

<当初>

- ・収入 100万円（自己資金80万円）

寄附金等(10万円)	入場料(50万円)	その他(20万円)	元気資金(20万円)
------------	-----------	-----------	------------

- ・支出 100万円

(100万円)
---------

<事業後>

- ・収入（自己資金90万円）

寄附金等(10万円)	入場料(60万円)	その他(20万円)	元気資金(10万円)	補助金減額(10万円)
------------	-----------	-----------	------------	-------------

- ・支出（補助対象経費）100万円 ※変更なし。

(100万円)
---------

◆県補助金は10万円の減額（20万円→10万円）。

※入場料が10万円増え、剰余金が生じたので、補助金を減額する。

第5 対象除外事業（要領第5関係）

(1) 主に営利を目的とした収益事業

専ら自らの利益を目的として行う事業を指す。

例えば、イベント企画会社等の社員が業務関連（本来業務を行う上で直接的・間接的に密接な関係にあると判断できるもの）で申請したもの等が挙げられる。

(2) 国又は地方自治体を実施する事務や事業と同一（同種）のもの

本来、国や地方自治体が行うべきもの、市町村制施行記念行事など市町村等地方自治体が主催、若しくは主催の方がより効果が高いと考えられる事業を指す。

(3) 施設管理・運用費用にあたる事業

事業主体が施設管理者等で、地域の活性化のためではなく、専ら施設の管理運営の計画や費用に充当すると判断される事業を指す。

(4) 実行性の低いもの

スタッフ・協力者の参画が確認できない場合、児童及び生徒が主として企画・実施する活動で教員・保護者等の成人が責任者として参画していない場合、応募団体が実施体制を整備しないまま、複数事業に企画応募している場合などが挙げられる。

(5) 宗教的・政治的な催しもの

実質的に、宗教団体や政治団体等が主体となる事業で、事業内容に宗教色や政治色があると判断できる事業を指す。

(6) 定期的・常設的な伝統芸能や地域固有の祭典

地域の固有の文化として定着し、定期的に継続して行われてきた芸能や祭典等の事業を指す。

(7) 要領第5の第7号及び第8号に規定する「助成対象となるもの」には、当該年度に既に助成

対象になったもののほか、内示等に基づき当該年度に助成対象となることが見込まれるもの、当該年度前に助成対象になったもので当該年度も助成対象となる見込みのものも含む。

(8) 本年度あきたスグッチファンドが行う助成を受けた事業については、要領第5の第7号に該当するものとし、対象から除外する。

(9) その他本事業の目的及び趣旨に反するもの

施設開所記念や活動〇周年記念、全国会議・イベント等の秋田県大会として実施するものなど、本事業の趣旨に反すると考えられるもの。

## 第6 応募（要領第8関係）

応募団体がその所在地域外で催事等を開催する場合は、その開催場所を所管する地域振興局地域企画課が申請先となる。

また、開催場所が複数の地域振興局にわたる場合は、催事等の主たる開催場所を申請先とする。開催規模が同規模である場合は、応募団体の所在地を所管する地域振興局を申請先とする。

## 第7 予備審査（要領第9関係）

応募を受理する前に各地域振興局で予備審査を行い、応募事業の妥当性について確認するとともに、必要に応じて書類の修正を求めることができる。

## 第8 採択（要領第11関係）

（採択の制限について）

1 本事業は立ち上がり時の初期投資費用を主に支援するという趣旨から、同一団体・同一事業の採択回数を原則として1回とする。

なお、補助率と補助限度額については以下のとおりとする。

### ◇補助率及び補助限度額

イベント等開催事業	講演会・学習会等 開催事業	マイジェネレーション元気創造事業
補助率：1/2以内 補助限度額：60万円	補助率：1/2以内 補助限度額：60万円	補助率：2/3以内 補助限度額：20万円 ※ただし、第11の3により継続して採 択された場合の2年度目については、 補助率：2/3以内 補助限度額：60万円

(審査結果の公表について)

2 地域の元気創造課は、採択状況等を取りまとめ、県公式 Web サイト「美の国あきたネット」に掲載するなど、県民に対して事業状況の公表に努める。

また、各地域振興局は、地域へ本事業の趣旨を周知するため、関係機関や報道機関等への情報提供に努める。

第9 補助事業者が行う自己評価（要領第13関係）

補助事業者は、事業実績書の作成にあたって、次により実施事業の自己評価を行う。

(1) 採択申込書、又は交付申請書に記載した内容について、次の点から検証し、評価する。

ア 自立に向けてどのような取組をしたか。地域住民との協力・連携をどのようにして行ったか。

イ 地域資源を最大限に活用するために、どのような工夫を行ったか。

ウ 継続的な活動とするために工夫した点は何か。

エ 費用（事業費）に対して最大の効果をあげることができたか。

オ 県内外における認知度を高めるために何をしたか。どのような方法で情報発信をしたか。

カ 広い範囲で開催効果が得られたか。

キ どの部分が他にはない独自の仕組みや取組であったか。

ク 事業の実施により、どのように地域社会に寄与できたか。

ケ 第三者からの評価、また、計画どおりに実施できなかった部分やその理由など。

(2) 実施事業の自己評価の参考にするため、参加者や地域へのアンケート調査を行うなど、地域への波及効果や事業の成果等の把握に努めるものとする。